平成２６年（フ）第５２号
青森県北津軽郡板柳町いたや町２丁目47番地
債務者　水木　麻里
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第５３号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字鬼袋町字大柳54番地１
債務者　山下日登志
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第５９号
山口県下松市東陽６丁目２番　久保県営住宅９棟102号、前住所山口県下松市大字河内578番地１　２―307号
債務者　藤井　智男
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第６８号
山口県周南市相生町２丁目11番地　喫茶らぶ内
債務者　長岡　康信
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第６７２号
名古屋市南区滝春町19番地の１　白水公園ハイツ508号、従前の住所名古屋市中村区岩塚町３丁目123番地
債務者　ｍａｎａｋａｉこと　加藤　和代
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１２８号
名古屋市西区笠取町２丁目８番地
債務者　森実こと　ＪＡＤＥＡＲ　ＭＩＮＯＲＵ
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４７６号
愛知県小牧市大字間々原新田979番地　寿ゞやマンション間々原206号
債務者　中村　友子
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２６号
群馬県沼田市栄町46番地２　峯川アパート４号
債務者　友野　一浩
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２６年（フ）第２５９号
埼玉県熊谷市籠原南３丁目347番地
債務者　中村　朋子
1　決定年月日時　平成26年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２６６号
埼玉県本庄市小島南３丁目９番５号
債務者　榎本　五市
1　決定年月日時　平成26年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１５２号
香川県高松市栗林町２丁目４番25号
債務者　安岡　　香
1　決定年月日時　平成26年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１９１号
香川県高松市仏生山町甲1224番地１　アンジュ・ベルーヴⅢ201号
債務者　山地里栄子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成26年10月６日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１９５号
香川県高松市屋島西町2069番地６　サンコート屋島102
債務者　柳原　裕子（旧姓長渡）
1　決定年月日時　平成26年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３３８号
福岡県春日市日の出町２丁目27番地　日の出パールハイツ203号
債務者　前田留美子（旧姓與田）
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３５０号
福岡県糸島市前原駅南３丁目７番15号　101
債務者　森友　輝夫
1　決定年月日時　平成26年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３５７号
福岡市西区石丸３丁目17番26―303号
債務者　西　　厚志
1　決定年月日時　平成26年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３５８号
福岡県福津市中央２丁目22番32号
債務者　進藤さおり（旧姓川野）
1　決定年月日時　平成26年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部